

各種相談案内

※相談日が祝日のときはお休みです。

相談日

9月8日～10月7日

相談名	日時	場所	問合せ	
無料税務相談	9月11日(火) 10:00～12:00、13:00～15:00	市役所相談室 1-C(税務課前)	税務課市民税係 (☎594-5518)	
市税等の夜間納税・相談	9月25日(火)・26日(水) 19:45まで	納税課納税係 (☎594-5520)		
行政相談(国や県等への 要望や苦情についての相談)	9月26日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談係 (☎594-5529)	
法律相談(予約制)	弁護士 毎週水曜日 司法書士 第1・3金曜日			13:30～16:20
市民相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00			
消費生活相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	消費生活センター(☎511-8800)		
人権相談	9月25日(火) 13:30～15:30(受付は15:00まで)	企画課人権推進・男女共同参画係 (☎594-5506)		
女性相談(予約制)	9月10日(月)・19日(水)、10月3日(水) 10:00～16:00(1人50分)			
教育相談	毎週月～金曜日 9:00～17:00	教育センター(☎591-2176)		
ことばの相談(未就学児対象)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	児童発達支援センター(☎592-8876)		
子どもの相談(育児、しつけ等)		こども課子育て支援担当(☎594-5537)		
緑のなんでも相談	10月1日(月) 10:00～12:00	総合公園(☎592-4050)		
心配ごと相談	毎週水曜日 9:30～11:30	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)	
結婚相談	9月15日(土)、10月2日(火) 13:30～15:30			
ボランティア相談	9月21日(金) 13:30～15:30 10月6日(土) 10:00～12:00	市役所1階ロビー 総合福祉センター		
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)	
住宅増改築(新築)・ リフォーム相談	9月15日(土)、10月6日(土) 9:00～12:00	市役所相談室	産業振興課商工労政・観光担当 (☎594-5530) 住宅増改築相談の当日の問合せは(☎591-1111)	
職業相談・雇用相談 (前日までに要予約)	毎週水曜日 10:00～12:00 毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市無料職業 紹介所		
健康・生活相談	9月10日(月) 9:30～12:00	健康増進センター(☎591-8251)		

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ⑩

■中古車契約に関するトラブルに注意してください

「たまたま立ち寄った中古車販売店で、欲しかった車を見つけ、『今日契約してくれば、さらに値引きしますよ』と勧められて注文書に署名した。帰宅後、勧められるがまま契約してしまったことを後悔して、販売店にキャンセルを申し出たところ、『今からキャンセルはできない』と言われてしまった。購入資金を用意することが難しくなったので、キャンセルできないだろうか。」との相談がAさんからありました。

中古車は新車と違い品質もコンディションもさまざまです。最近インターネットで中古車を契約するケースも多く、とても便利になりましたが、パソコンの画像だけでは、なかなか車の状態を確認できないこともあり、トラブルになることがあります。

Aさんには販売店から受け取った注文書の控えに書かれている契約成立の時期を確認するよう伝えました。一般的な商品であれば購入申込みに対して承諾すれば契約成立となりますが、中古車の売買契約の場合、登録等の手続きが必要になることから、自販連・中販連の自動車注文書標準約款では、「登録がなされた日もしくは注文者の依頼によって車輛の修理、改造、架装などをする場合には、販売者がこれに着手した日、または、車輛の引渡し

がなされた日のいずれか早い日をもって契約成立の日とする」としています。Aさんが契約した販売店もこの標準約款を使用しており、販売店でまだ何も作業に着手していないことを確認できたので、キャンセルは可能と判断し、販売店と話し合いキャンセルすることができました。

高額な商品を購入する場合、欲しい商品が目前にあっても、一旦冷静になり判断するようにしましょう。どんなに販売店に勧められても、事前に下調べもせずに契約しないことが大切です。お困りのことがあれば、北本市消費生活センターに相談してください。

相談窓口

- 北本市消費生活センター(北本市役所市民課内 ☎511-8800  
※電話でのご相談も受け付けます。)  
毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00  
※土・日曜日、祝日は局番なしの☎188へ(年末年始を除く)
- 埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)  
毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-5614-0189)  
毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00